



津市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

津地区

合併協議会だより 第30号

平成17年11月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059 (229) 3450 ● FAX059 (229) 3451



「津市の夢～未来の絵」最優秀賞作品

「津市の夢～未来の絵」にご応募ありがとうございました

合併PR事業の一環として、新市の将来を担う小学生を対象に新「津市」の将来に対する夢や新しいまちに対するイメージの絵の募集を行い、た

くさんの素晴らしい作品をご応募いただきました。審査の結果、最優秀賞、優秀賞、入選作品が決まりました。（関連記事は12頁）

目次

1	「津市の夢～未来の絵」にご応募ありがとうございました	4	住所表示変更に伴う主な手続き（国、その他および県関係）
2	第42回津地区合併協議会での議事	2	
2	津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会の開催	11	
3		12	「津市の夢～未来の絵」の入賞者 新「津市」観光情報 最近の動き 津地区合併協議会委員 協議会の開催予定 構成市町村の人口

第42回津地区合併協議会での議事

9月30日、芸濃町総合文化センター町民ホールで第42回合併協議会が開催されました。

報告事項では、財務部会、財産管理部会および産業労働部会の事務事業詳細調整結果が報告され、すべて承認されました。

協議事項では、一部事務組合の取扱い、新市の組織における分掌事務及び専決権限、公の施設の管理運営方針について協議しました。

また、新市の設置選挙、新「津市」市章デザインの優秀作品5点、合併PR事業として東京で開催されるイベントへの参加などが報告されました。

議事の内容は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①財務部会の事務事業詳細調整について（その2）	①原案承認
②財産管理部会の事務事業詳細調整について（その2）	②原案承認
③産業労働部会の事務事業詳細調整について（その2）	③原案承認

一部事務組合の取扱い（三重県市町村職員退職手当組合）

三重県市町村職員退職手当組合の取扱いについては、第27回合併協議会で合併の前日をもって一部事務組合から脱退し、新市において当該組合に加入するかどうか合併までに検討することが既に確認されています。

当該組合への加入について協議した結果、現在三重県市町村職員退職手当組合に加入している団体（一部事務組合などを含む。）の一般職の職員は、新市において合併の日に組合に加入することとし、新市のそれ以外の一般職の職員および特別職の職員は、新市において当該組合に加入するかどうかを検討することが確認されました。

新市の組織における分掌事務および専決権限

第40回協議会で確認された津市行政組織機構の内容及び、新市の組織における分掌事務と専決権限について協議をし、提案どおりの内容

で確認されました。（詳細はホームページなどでご覧いただけます。）

新市の公の施設の管理運営方針

新市の公の施設の管理運営方針については、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的として公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことを踏まえ、第34回合併協議会で市町村合併を踏まえた指定管理者制度への移行に係る基本的な考え方などが既に示されています。

この基本的な考え方に基づき、基本方針、施設ごとの管理運営方針、指定管理者制度への移行および指定管理者導入方針、合併後の管理方法の見直し、今後のスケジュールが確認されました。（詳細はホームページなどでご覧いただけます。）



◆協議事項◆

議 題	結 果
①一部事務組合の取扱いについて（三重県市町村職員退職手当組合）	①原案確認
②新市の組織における分掌事務及び専決権限について	②原案確認
③新市における公の施設の管理運営方針について	③原案確認
④福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について（その3）	④原案確認



大詰めを迎える協議

福祉保健部会の事務事業詳細調整結果（その3）

【重度心身障害者タクシー料金助成事業、身体障害者自動車燃料費助成事業、人口透析患者通院手当（統一時期は平成18年4月1日）】

第40回合併協議会で継続協議となっていた重度心身障害者タクシー料金助成事業、身体障害者自動車燃料費助成事業、人口透析患者通院手当の事務事業詳細調整については、次のとおり再提案され、確認されました。

1. 目的

身体障害者等交通支援サービス事業として、身体障害者等に対し通院・通学などに要する費用の一部を助成することにより、身体障害者などの生活の安定、福祉の増進を図る。

2. 基本条件

新市内に住所を有し、通院通学などのため、タクシー、自家用車、公共交通機関を月1回以上利用している者で、本人所得税非課税の者とする。

ただし、障害児については、保護者が所得税非課税の者とする。

なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者には適用しない。

3. 助成対象者

以下に該当する者

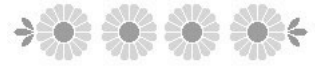
(1) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級および2級に該当する者

(2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所、または、知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所などの判定した最重度、重度に該当する者

(3) 精神保健福祉法第45条、精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する1級および2級に該当する者

4. 助成額

- (1) 月1回の場合、月額1,000円
- (2) 月2回の場合、月額2,000円
- (3) 月3回の場合、月額3,000円
- (4) 月4回以上の場合、月額4,000円



新市の設置選挙（津市長選挙・津市議会議員選挙）

平成18年1月1日の合併に伴う津市長および津市議会議員選挙の選挙期日が、合併関係市町村の選挙管理委員会委員の協議により、次のとおり内定したことが合併協議会で報告されました。

なお、正式には平成18年1月1日に開催予定の暫定選挙管理委員会（構成市町村の選挙管理委員40人の互選により選出される4人の委員で構成）で決定される予定です。

【選挙期日】

告示日 平成18年1月29日（日）
投票日 平成18年2月5日（日）



津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会の開催

新市の議会議員の報酬額ならびに市長、助役および収入役の給料の額などを検討するために特別職報酬等検討委員会を設置することが第41回合併協議会で承認されましたが、その後3回に渡り検討委員会が開催されました。

検討委員会で検討の結果、委員会から提出された報酬などの額に係る提言書を踏まえ、その取扱いが合併協議会に提案され、協議されます。

第1回から第3回の会議内容は次のとおりです。

【第1回検討委員会（9月29日開催）】

第1回検討委員会では、委員の委嘱式が行われ、協議会会長から委員のみなさんに委嘱状が手渡され、報酬額などの審議依頼がありました。



委嘱状の交付

次に、委員会の設置要綱の規定により、委員の中から、委員長に別所千万男氏、副委員長に岩脇文郎氏が選出され、委員長の議事進行により、事務局から構成市町村の現況や全国の類似都市などの状況説明が資料に基づき行われました。



委員会の様子

【第2回検討委員会（10月4日開催）】

第2回検討委員会では、委員から報酬および給料額などについての意見交換が活発に行われました。

見交換が活発に行われました。

【第3回検討委員会（10月11日開催）】

第3回検討委員会では、これまで慎重に審議検討した結果を踏まえ、新市の議会議員の報酬や費用弁償の額、また、市長、助役、収入役などの給料額、期末手当の支給月数などがまとめられた提言書が審議の経過と併せて、委員長から協議会会長に提出されました。



提言者の提出

※委員会の詳しい内容はホームページなどでご覧いただけます。

津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会委員名簿

	氏名	所属団体、役職など	区分
委員長	別所 千万男	津安芸農業協同組合代表理事組合長	産業界
副委員長	岩脇 文郎	白山町自治会連合会長	学識経験者
委員	石井 三好	元三重県議会議長	学識経験者
委員	片岡 眞郁	三重中央農業協同組合代表理事組合長	産業界
委員	篠木 幸一	河芸町商工会長	産業界
委員	西出 博	津地区同盟議長	労働界
委員	前川 光子	久居市婦人会連合会会長	学識経験者
委員	増井 政士	安濃町商工会長	産業界
委員	村上 和美	中勢地区労センター議長	労働界
委員	山口 修	津商工会議所専務理事	産業界
委員	山下 弘志	一志町商工会長	産業界

※敬称略、50音順（委員長、副委員長を除く）

住所表示変更に伴う主な手続き(国、その他および県関係)

合併に伴う住所表示の変更により、国、県、市役所および町村役場に住所変更手続きが必要となる場合があります。今月号は国、県などへの主な手続きをお知らせします。

下記一覧表をご覧ください、必要な人は平成18年1月4日以降、手続きを行ってください。

次号は市役所および町村役場への主な手続きをお知らせします。

【国、その他関係】

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
不動産(土地・建物)登記簿の所在		不要	所在変更の手続きは必要ありません。登記官の職権により、新所在名への変更を順次行います。	
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等の住所)	土地登記簿、建物登記簿等に旧市町村の住所で登記されている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更登記を希望する人は、新市で発行する変更証明書を添付して登記することができます。 なお、この場合の登録免許税は非課税です。	
会社、法人の本店(主たる事務所)、または、支店(従たる事務所)の所在および役員の住所	旧市町村に本店(主たる事務所)、または、支店(従たる事務所)を有する会社等およびその代表者	不要	所在変更、住所変更の手続きは必要ありません。 (商業登記法第26条等の規定により、新所在名への変更があったものとみなされます。) 津地方法務局登記部門で管轄する会社、法人の本店(主たる事務所)および支店(従たる事務所)ならびに役員の住所について、登記官の職権により新所在名への変更を行います。 ただし、津地方法務局登記部門管轄以外で本店・支店あるいは役員の住所が旧所在名となっている場合は、必要に応じて、それぞれの会社、法人からその管轄法務局に対して、新市で発行する変更証明書を添付して、新所在名への修正の申出をしてください。 なお、この場合は登録免許税は非課税です。	◆津地方法務局登記部門 津市丸之内26-8 津合同庁舎 ☎228-4372
労働安全衛生法に規定する免許証	左記の免許証の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆三重労働局安全衛生課 津市島崎町327-2 ☎226-2107 ◆津労働基準監督署 津市島崎町327-2 ☎227-1281
労働安全衛生法に規定する技能講習修了証	左記の技能講習修了証の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆技能講習修了証を発行した登録教習機関
国民年金被保険者および国民年金・厚生年金の受給権者の住所	左記の年金を受給されている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆津社会保険事務所 津市桜橋3-446-33 ☎228-9188(国民年金被保険者) ☎228-9114(年金受給権者)
国民年金基金加入員および受給権者の住所	左記基金加入員および受給権者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆三重県国民年金基金 津市広明町112-5 第3いけだビル5階 ☎229-1284
自動車検査証(軽自動車)	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される人は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。	◆軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町1190-10 ☎234-8431

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
軽自動車の届出済証	二輪の軽自動車（排気量126cc～250cc）の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡および廃車をされる際は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。	◆中部運輸局三重運輸支局 登録部門 津市雲出長常町1190-9 ☎234-8416
自動車検査証（普通自動車および小型二輪自動車）	普通自動車および小型二輪自動車（排気量251cc～）の使用者・所有者	不要		
郵便関係	郵便物関係	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 郵便物のあて先は旧住所でも配達されますが、差出人に機会をとらえて、新住所をお知らせください。	◆津中央郵便局 津市中央1-1 ☎226-0330
郵便貯金通帳、簡易保険証書、郵便貯金キャッシュカード	左記の通帳等をお持ちの人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆最寄りの郵便局
預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード等	預金者等		一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々の手続きについては、それぞれの金融機関に確認してください。	◆それぞれの金融機関
クレジットカード	左記のカードをお持ちの人		各社とも対応が異なりますので、詳細については、それぞれの取扱い窓口へ確認してください。	◆それぞれの金融機関およびクレジット会社
有価証券、生命保険証書	左記の証券をお持ちの人および左記の証券の加入者		各社とも対応が異なりますので、詳細については、それぞれの取扱い窓口へ確認してください。	◆各規約に定める窓口

※法務局からのお知らせとお願い

市町村合併に伴う類似商号の調査について

類似商号禁止の規定（商業登記法第27条）により、同一市内において類似商号を登記することができないことから、市町村合併後に新「津市」での会社設立、本店移転、商号変更、目的変更の登記を予定されている人は、現「津市」、「久居市」、「河芸町」、「芸濃町」、「美里村」、「安濃町」、「香良洲町」、「一志町」、「白山町」、「美杉村」の地域について類似商号の有無の調査を行ってください。なお、市町村合併前に存在する会社には、類似商号禁止の規定は適用されません。ご不明な点は、法務局窓口でお問い合わせください。

【県関係】※平成18年4月1日から、県組織機構の改正(予定)により「お問い合わせ先」欄の所属名称などが変更される場合があります。

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
火薬に関する許可	火薬類取締法に基づく製造および販売、輸入に関する許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 県庁5階 津市広明町13 ☎224-2183
	上記以外の許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	
液化石油ガスの販売等に関する許可届出	液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づき販売の登録、または、届出をしている人および保安機関の認定を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 企画調整部 地域計画・防災室 県庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5013、5014
高圧ガスの製造、販売に関する許可届出	高圧ガス保安法に基づき製造等の許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 県庁舎5階 津市広明町13 ☎224-2183 ◆津地方県民局 企画調整部 地域計画・防災室 県庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5013、5014

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
県税の登録	納税義務者等	不 要	県税事務所において住所および所在地等の住所表示を変更するため、変更手続きは必要はありません。	◆津地方県民局 県税部 (津総合県税事務所) 課税1グループ 県津庁舎1階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5025、5026
免税軽油使用者証	免税軽油使用者証の交付を受けている人	不 要	使用者証の記載事項（住所および所在地）の変更につきましては、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。	◆津地方県民局 県税部 (津総合県税事務所) 課税1グループ 軽油担当 県津庁舎1階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5026
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）を持っている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。	◆県旅券センター アスト津3階 津市羽所町700 ☎222-5980
	旅券（パスポート）の申請をする人	要	申請時に提出する戸籍謄（抄）本については、身分事項に変更がなければ、発行後6か月間は使用できます。	
宗教法人の事務所の所在地	旧市町村に事務所を有する宗教法人	不 要	事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。ただし、法人において規則の変更を行ってください。	◆生活部 文化振興室 文化振興グループ 県庁8階 津市広明町13 ☎224-2176
特定非営利法人（NPO法人）の事務所の所在地	旧市町村に事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）	不 要	定款変更に関して、事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。	◆生活部 NPO室 アスト津3階 津市羽所町700 ☎222-5981
建築物清掃業等	登録を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 生活環境森林部 生活環境室 環境グループ 県津庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5083
特定建築物の届出 プール設置届	届出を行っている人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	
産業廃棄物処理業等許可	許可を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に併せて手続きを行います。	
一般廃棄物、または、産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	
廃棄物再生事業者登録	登録を受けている人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	
専用水道・小規模水道確認	確認を受けている人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	
第1種フロン類回収業者登録	登録を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	
自動車リサイクル法に基づく許可	許可・登録を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に併せて手続きを行います。	
水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止管理者等）、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届出	届出を行っている人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	
温泉法温泉利用許可	許可を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
狩猟免許	狩猟免許の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。狩猟免許の更新時に住所表記を変更します。	◆津地方県民局 生活環境森林部 森林・林業室 森林保全グループ 県津庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5085
恩給（旧軍人） 受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆健康福祉部 生活保障室 援護・保護グループ 県庁4階 津市広明町13 ☎224-2286
障害者支援費制度 指定事業所	指定を受けている事業所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 総務企画室 企画市町村支援グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5113
被爆者健康手帳 （被爆者健康診断 受診者証を含む）	手帳を持っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 健康増進グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5184
結核医療費公費負担申請	結核患者と診断された人	不要		
結核指定医療機関	指定を受けている機関	不要		
病院、診療所、助産所開設届	届出機関	不要		
あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復所等施術所開設届				
歯科技工所開設届				
特定疾患治療研究事業医療受給者証	受給者証を持っている人	不要		
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票を持っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 地域保健グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5057、5051
小児慢性特定疾患医療受診券	受給者証を持っている人	不要		
育成医療受診券				
養育医療受診券				
介護保険指定事業者	指定を受けている事業所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 福祉相談室 福祉グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5058
食品衛生法・と畜場法・食鳥処理法に係る許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5112
化製場法に係る許可				
危険な動物に係る許可				
旅館営業・公衆浴場営業・興行場営業許可				

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
墓地、埋葬等に関する許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5112
薬局開設許可				
医薬品販売業許可				
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可				
動物取扱業に係る届出	届出を行っている人	不要		
理容所開設・美容所開設・クリーニング所開設届				
医療用具販売業・賃貸業届出				
調理師免許	免許証を持っている人	不要		
製菓衛生師免許				
クリーニング師免許				
麻薬施用者等の免許				
覚醒剤原料取扱者の指定	指定を受けている人	不要		
配置従事者の身分証	身分証を持っている人	不要		
毒物劇物販売業登録	登録を行っている人	不要		
毒劇物製造・輸入業登録				
JAS法および食品衛生法に基づく食品表示	食品等製造・加工業者	要	◆農水商工部 農水産物安全室 食品表示・市場グループ 県庁6階 津市広明町13 ☎224-2497 ◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 食の安全・安心監視グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5181	
旅行業および旅行業代理業	登録を受けている人	不要	◆津地方県民局 農水商工部 総務・商工室 商工グループ 県津庁舎3階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5107	
貸金業				
肥料取締法に基づく届出	届出を行っている人	不要	◆農水商工部 農水産物安全室 農薬・肥料グループ 県庁6階 津市広明町13 ☎224-2543 ◆津地方県民局 農水商工部 農政・普及室 農政グループ 県津庁舎3階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5104	
農薬取締法に基づく販売者の届出				

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
漁船登録	登録を受けている人 免許を受けている人 許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 農水商工部 水産室 漁政グループ 県津庁舎3階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5128
遊漁船業登録				
漁業免許				
漁業許可				
計量証明事業登録	登録等を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆計量検定所 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5071
特定計量器製造 (修理、販売)事業 届出				
適正計量管理事業 所の指定				
建設工事入札参加 資格者名簿登録	建設工事入札参加 資格者名簿に登録 している人	原則 不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 ただし、新たな地名が新設されるなど 大幅な変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	◆津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5200 ◆津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 県久居庁舎3階 久居市明神町2501-1 ☎255-5588
建設業許可	建設業の許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	(大臣許可) ◆国土交通省中部整備局 建設部 建設産業課 名古屋合同庁舎第2号館 名古屋市中区三の丸2丁目5-1 ☎052(953)8572 (知事許可) ◆津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5200 ◆津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 県久居庁舎3階 久居市明神町2501-1 ☎255-5588
解体工事業登録	解体工事業の登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	◆津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5200 ◆津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 県久居庁舎3階 久居市明神町2501-1 ☎255-5588

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
道路占用許可（国・県道）	道路の占用許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	◆津地方県民局 津建設部 総務・管理室 管理グループ 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5203 ◆津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 管理グループ 県久居庁舎3階 久居市明神町2501-1 ☎255-6061
河川占用許可（国・県管理の河川）	河川の占用許可を受けている人	不要		
砂防指定地内行為許可	砂防指定地内の行為許可を受けている人	不要		
地すべり防止区域内行為許可	地すべり防止区域内の行為許可を受けている人	不要		
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可を受けている人	不要		
港湾施設使用許可	港湾施設使用許可を受けている人	不要		
宅地建物取引業免許証および宅地建物取引主任者証	免許証および主任者証の交付を受けている人	原則不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 ただし、新たな地名が新設されるなど大幅な変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。	◆県土整備部 建築開発室 宅建業・屋外広告物グループ 県庁4階 津市広明町13 ☎224-2708
建築士事務所登録 2級・木造建築士免許	建築士事務所登録、2級・木造建築士免許登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆津地方県民局 津建設部 建築開発室 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5213
物件関係入札参加資格者名簿登録	物件関係入札参加資格者名簿に登録している人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆出納局 出納総務室 契約調整グループ 県庁1階 津市広明町13 ☎224-2772
動物医薬品販売許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	◆中央家畜保健衛生所 津市一身田上津部田 1742-1 ☎246-8611
飼育動物の診療施設の開設届	届けを行っている人	不要		
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている人	不要	免許証の記載事項（本籍および住所）の変更は、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。 ただし、更新時まで記載事項の変更を希望される人は、合併後、手続きを行ってください。 なお、手続きをされる場合は、手続きの内容によっては対応できる部署が決まっていますので、事前に右記の機関にお問い合わせください。	◆県運転免許センター 津市大字垂水2566 ☎229-1212 ◆津警察署 交通第一課 津市丸之内22-1 ☎213-0110 ◆久居警察署 交通課 久居市中町177-1 ☎254-0110

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
自動車保管場所証明証	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	◆津警察署 交通第一課 津市丸之内22-1 ☎213-0110 ◆久居警察署 交通課 久居市中町177-1 ☎254-0110
保管場所標章番号通知書				
道路使用許可証				
通行禁止道路通行許可証				
歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章				
通行禁止除外指定車標章				
駐車禁止除外指定車標章				
制限外許可証				
制限外けん引許可証				
緊急通行車両等事前届出済証				
猟銃・空気銃所持許可証	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新、または、検査時に手続きを行います。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	
刀剣類所持許可証				
人名救助等に従事する者の届出済証明書				
風俗営業許可証および特例風俗営業業者認定証	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される人は、手続きを行ってください。この場合の手数料は不要です。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	◆津警察署 生活安全課 津市丸之内22-1 ☎213-0110 ◆久居警察署 生活安全課 久居市中町177-1 ☎254-0110
古物営業許可証および古物市場主の許可証				
質屋営業許可証				
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きを行います。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	
警備員指導教育責任者資格者証	左記の資格者証等の交付を受けている人	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。 変更を希望される人は、手続きを行ってください。この場合の手数料は不要です。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	
機械警備業務管理者資格者証				
警備員に係る検定合格証				

「津市の夢～未来の絵」の入賞者

合併PR事業の一環として、小学生を対象に募集を行いました「津市の夢～未来の絵」への応募作品の中から、厳正な審査の結果、次のみなさんが入賞されました。おめでとうございます。

なお、ご応募いただいた作品は構成市町村内で展示しますので、ぜひご覧ください。

【最優秀賞1点】

闇雲 香さん（津市：西が丘小学校）

【優秀賞4点】

藤本 涉吾さん（芸濃町：雲林院小学校）

宇佐美 彩香さん（久居市：立成小学校）

阪野 源さん（久居市：立成小学校）

松浦 史弥さん（白山町：川口小学校）

【入選10点】

野呂 朋世さん（芸濃町：雲林院小学校）

若林 慧美里さん（久居市：立成小学校）

内田 真帆さん（久居市：立成小学校）

奥出 浩平さん（久居市：立成小学校）

検梗谷 梨那さん（久居市：立成小学校）

鈴木 彩純さん（久居市：立成小学校）

竹株 真帆さん（久居市：立成小学校）

田中 麻友さん（久居市：立成小学校）

中筋 京香さん（久居市：立成小学校）

前田 遼さん（久居市：立成小学校）

最近の動き

- 10月2日 久居まつりで啓発活動を実施
- 4日 第2回特別職報酬等検討委員会
- 9日 津まつりで啓発活動を実施
- 11日 第3回特別職報酬等検討委員会
- 21日 第43回津地区合併協議会を開催
- 23日 白山町ふれ愛フェスタで啓発活動を実施
- 11月1日 合併協議会だより第30号を発行

津地区合併協議会委員

一志町で町長選挙が行われた結果、協議会委員は下記のとおりとなりました。

市町村名	役職	氏名
一志町	町長	前山 禮三

協議会の開催予定

●第44回津地区合併協議会

とき 11月17日(木)、午後1時30分～

ところ 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は事前に事務局へご確認ください。

新「津市」観光情報

あなたも足を運んでみませんか



11月の新「津市」観光情報をお届けします。ぜひ参加ください。

市町村名	日時	行事名・開催場所
津市	11月3日(木) 午前10時～	高虎楽座(フェニックス通り周辺)
	11月3日(木) 午前10時～	津市農林水産まつり(丸之内商店街前)
	11月3日(木) 午後5時～	きらめきフェスタ(津市まん中広場内)
安濃町	11月13日(日) 午前9時～	安濃ふれあい秋まつり(安濃中央公園)
一志町	11月13日(日) 午前8時30分～	一志ふれあいまつり(一志町中央公民館ほか)

◆お問い合わせ先・・・高虎楽座、きらめきフェスタは津市商業活性化室(☎229-3169)、津市農林水産まつりは津市農林水産課(☎229-3172)、安濃町企画商工課(☎268-5512)、一志ふれあい実行委員会(☎293-3005)

構成市町村の人口 292,626人

津市	165,810人	安濃町	11,425人
久居市	42,525人	香良洲町	5,557人
河芸町	18,553人	一志町	15,343人
芸濃町	8,724人	白山町	13,590人
美里村	4,229人	美杉村	6,870人

平成17年9月1日現在の人口(外国人を含む)。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>